

## 京都市男女共同参画センター条例改正について

### 1 条例の改正内容について

#### (1) 消費税増税に伴う利用料金の上限額の改定

消費税法及び地方税法の一部改正により、平成31年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、会議室等の利用料金の上限額について、概ね2%増の改定を行う。

<主な料金改定>

現 行				改 定 後					
区 分		利 用 料 金			区 分		利 用 料 金		
		午前 9:00~12:00	午後 13:00~17:00	夜間 18:00~21:00			午前 9:00~12:00	午後 13:00~17:00	夜間 18:00~21:00
イベントホール	日曜日、土曜日及び休日	円 25,090	円 32,700	円 37,640	イベントホール	日曜日、土曜日及び休日	円 25,560	円 33,310	円 38,340
	その他の日	円 20,880	円 27,250	円 31,370		その他の日	円 21,260	円 27,760	円 31,950
スポーツルーム	日曜日、土曜日及び休日	円 13,160	円 19,940	円 28,680	スポーツルーム	日曜日、土曜日及び休日	円 13,400	円 20,320	円 29,220
	その他の日	円 11,300	円 16,660	円 23,440		その他の日	円 11,520	円 17,070	円 23,990
	日曜日、土曜日及び休日	円 6,580	円 9,970	円 14,340		日曜日、土曜日及び休日	円 6,700	円 10,160	円 14,610
	その他の日	円 5,650	円 8,330	円 11,720		その他の日	円 5,760	円 8,530	円 11,990
セミナー室A		円 4,830	円 6,270	円 7,090	セミナー室A		円 4,920	円 6,390	円 7,220
会議室1及び会議室2		円 3,390	円 4,210	円 4,830	会議室1及び会議室2		円 3,450	円 4,290	円 4,920
ギャラリースペース		33,000			ギャラリースペース	全 面 利 用	33,610		
		54,000				指 定 管 理 者 が 市 長 の 承 認 を 得 て 定 め る 区 分 に よ る 利 用	55,000		
左欄の区分による利用に係る面積を全面利用に係る面積で除して得た数を全面利用に係る利用料金の額に乗じて得た額									

#### (2) ギャラリースペースの利用区分に係る改定

ギャラリースペースに関して、利用者の多様なニーズに応え、その利便性を向上とともに、施設の効率的な運営を図ることを目的として、市長の承認の下、指定管理者が任意に利用区分及びその面積に応じた利用料金を設定することを可能とする改定を行う。

#### (3) 相談室の区分の廃止

市民にとってより分かりやすい運用を実現するため、施設の開所時間及び休所日に係る規定について、男女共同参画に関する相談を行う場所としての相談室の区分を廃止する。

### 2 施行期日

#### (1) 利用料金の上限額及びギャラリースペースの利用区分に係る改定 平成31年10月1日

#### (2) 相談室の区分の廃止 公布の日